

小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です

小型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象ではなく、軽自動車税の課税対象となります。そのため、小型特殊自動車をお持ちの場合は、ナンバープレートの交付申請が必要です。

小型特殊自動車に交付するナンバープレートは課税標識です

「課税標識」は公道走行を許可するものではありません。公道走行の有無に関わらず、所有していることで軽自動車税の課税対象となり、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です（地方税法第443条、由利本荘市税条例第100条）。

新しく取得したものやナンバープレートが付いていない車両がありましたら、由利本荘市役所税務課または各総合支所窓口でお手続きください。

☆ ナンバープレートの交付申請手続きに必要なもの

- 譲渡証明書 もしくは 販売証明書
 - 窓口に来られた方の身分確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
 - 車両情報（車名、車台番号、排気量など）が確認できるもの（販売証明書など）
- ※ ナンバープレートの交付手数料は無料です。

証明書がない場合は
税務課（24-6302）まで
ご連絡ください。

○種別要件

ショベル・ローダや農耕トラクタ等、走行や運搬よりも、作業機械としての使用を目的とする車両が特殊自動車となります。

小型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている車両で「農耕作業用」と「その他のもの」に分類されます。

車種	小型特殊自動車	
	農耕作業用	その他
対象車両	・耕耘機 ・農耕用トラクタ ・農耕作業用トレーラー ・キャリアカー ・コンバイン ・乗用田植機 など	・ショベル・ローダ ・除雪車 ・ホイールローダー ・フォークリフト など
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
大きさ (長さ・幅・高さ)	制限なし	長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下
税額	2,400円	5,900円

ご不明な点は下記まで
お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

○軽自動車税

税務課 住民税班

TEL0184-24-6302

○固定資産税〔償却資産〕

税務課 資産税班

TEL0184-24-6304